

〒●●●●-●●●●●

●●市●●●●

●● ●● 様（御中）

宮城県保健福祉部震災援護室長

（ 公 印 省 略 ）

民間賃貸住宅借上げによる応急仮設住宅の供与期間の延長の取扱いについて（通知）

東日本大震災の発生に伴う民間賃貸住宅借上げによる応急仮設住宅の供与につきましては、格別の御理解と御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、民間賃貸住宅借上げによる応急仮設住宅は、平成26年8月1日現在、約15,000戸を供与し、約36,000人が入居しており、被災された方の居住の安定を図る上で非常に重要な施策と考えております。

宮城県といたしましては、災害公営住宅等の恒久住宅の整備になお時間を要する状況にあることなどを踏まえ、下記市町で被災された方については、現在応急仮設住宅として借り上げている民間賃貸住宅の入居期間を更に1年間延長することと致しました。

つきましては、民間賃貸住宅借上げによる応急仮設住宅の供与の趣旨を御理解いただき、供与期間の延長に伴う再契約（以下「再契約（3回目）」という。）の手續について御協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

なお、再契約（3回目）手續に係る取扱い及び手續の流れについて、別添の資料を御確認願いますとともに、「定期建物賃貸借契約終了の事前通知書兼再契約（3回目）意向確認書」（同封のクリーム色の用紙です。）に必要事項を御記入の上、平成●●年●●月●●日までに宮城県応急仮設住宅契約事務センター宛て、同封の返信用封筒にて御返送願います。

記

供与期間を延長する市町（入居者の被災時住所）

仙台市、石巻市、塩竈市、気仙沼市、名取市、多賀城市、岩沼市、東松島市、大崎市、亘理町、山元町、七ヶ浜町、女川町、南三陸町 （計14市町）

※被災時住所が、岩手県及び福島県内の方で、現在宮城県内の応急仮設住宅にお住まいの方も、供与期間延長の対象となっております。

お問合せ先

宮城県応急仮設住宅契約事務センター

電 話：022-745-0565

民間賃貸住宅借上げによる応急仮設住宅の供与期間の延長の取扱い （貸主・不動産業者（管理者・仲介業者）用）

【概要】

東日本大震災により住家が全壊、全焼又は流失するなどして居住する住家がない被災世帯に対し、災害救助法に基づく応急仮設住宅として供与するため、県が貸主と定期建物賃貸借契約を締結し借り上げた物件について、入居者の被災時住所が下記1の市町である場合で、貸主及び入居者双方に再契約の意思がある場合は、供与期間を現在の契約の終期からさらに1年間延長することとしました。

1 供与期間を延長する市町（入居者の被災時住所）

仙台市、石巻市、塩竈市、気仙沼市、名取市、多賀城市、岩沼市、東松島市、大崎市、亘理町、山元町、七ヶ浜町、女川町、南三陸町（計14市町）

※ 被災時住所が、岩手県及び福島県内の方で、現在宮城県内の応急仮設住宅にお住まいの方も、供与期間延長の対象となっております。

2 手続方法

裏面「県借上げ住宅の供与期間延長に伴う再契約（3回目）の手続フロー」のとおりです。

（1）現在の契約に基づく定期建物賃貸借契約終了の事前通知

借地借家法（平成3年法律第90号）第38条第4項の規定により、貸主は借主（本件の場合、宮城県）に対して、契約期間の満了により賃貸借が終了する旨を通知（以下「事前通知」という。）する必要があります。

事前通知は、同条の規定により、通知期間が契約終期の1年前から6か月前までと定められていることから、本取扱いでは、事前通知を再契約（3回目）の意向確認と併せて、同封の「定期建物賃貸借契約終了の事前通知書兼再契約（3回目）意向確認書（貸主用）」により行うこととし、契約終期の約6～8か月前に貸主又は管理者に御案内しています。

なお、入居者には、貸主の再契約意向を確認後、貸主の意向を踏まえた上でお知らせします。

※ 入居者の住まいの確保に関わる書類です。再契約の意向の有無に関わらず、意向確認書下部に記載の提出期限までに必ず御提出願います。

（2）再契約手続

貸主及び入居者双方から再契約の意思があることを確認できた場合、借主である宮城県も含めた3者で、現在の契約の契約期間終期の翌日から1年間の新たな契約を締結します。

※ 宮城県が県知事印を押印した時点で契約締結となります。

3 契約内容等

（1）賃料及び共益費・管理費

現在の契約と同一となります。

（2）再契約により支払われる費用

賃料及び共益費・管理費、仲介手数料（賃料の0.54か月分）

なお、借家人賠償責任保険は、現在の契約と同様に県で加入します。

※ 退去修繕負担金、生活必需品負担金及び保険料は対象となりません。

（3）賃料等支払時期

契約始期月の前月末まで（契約成立が契約始期月の前月以降の場合は、契約成立月の翌月末まで）にお支払いする予定です。

県借上げ住宅の供与期間延長に伴う再契約（3回目）の手続フロー

入居者の被災時住所が下記市町である場合、再契約（3回目）対象です。

仙台市，石巻市，塩竈市，気仙沼市，名取市，多賀城市，岩沼市，東松島市，
大崎市，亶理町，山元町，七ヶ浜町，女川町，南三陸町（計14市町）

※被災時住所が、岩手県及び福島県内の方で、現在宮城県内の応急仮設住宅にお住まいの方も、供与期間延長の対象となっております。

【1】宮城県は、貸主又は管理者へ

・再契約（3回目）意向確認書を送付。

【2】貸主又は管理者は

・定期建物賃貸借契約終了の事前通知書兼再契約（3回目）意向の回答（あり・なし）を提出。

貸主意向「あり」の場合は・・・

貸主意向「なし」の場合は・・・

【3】宮城県は、入居者へ

・再契約（3回目）意向確認書を送付。

【4】宮城県は、入居者へ

・契約期間の終了通知を送付。

【5】入居者は

・再契約（3回目）意向の回答（あり・なし）を提出。

自宅再建が可能な
場合は、退去の手
続へ

自宅再建が困難な
場合は、応急仮設
住宅への転居の手
続へ

入居者意向「あり」の場
合は、再契約手続へ

入居者意向「なし」の場
合は、退去の手続へ

【再契約手続】

【6】宮城県は、貸主又は管理者へ

・再契約手続書類を送付。

①宮城県借上げ住宅再契約申請書兼誓約書：1部

②定期建物賃貸借契約書（再契約（3回目））：3部

【7】貸主、管理者又は仲介業者は

・契約書に必要事項記載の上、貸主、入居者の署名捺印を受け、県に提出。

【8】宮城県は、貸主又は管理者へ

・締結済の契約書2部を送付。

※内容確認後、入居者及び貸主へ配付願います。

【退去の手続】

・入居者は、契約終期までに退去願います。

・生活再建支援制度等については、被災当時お住まいの市町村窓口へ御相談願います。

※退去日の1か月前までに、入居申請をした市町村窓口へ解約申出書を提出してください。

※貸主立会いのもと物件の明渡しをしてください。

【応急仮設住宅への転居】

・入居者は、応急仮設住宅への転居について、転居希望先の市町村窓口へ御相談ください。
※市町村窓口へ御相談の際は、「民間賃貸住宅借上げによる応急仮設住宅の契約期間の終了について」を持参してください。

※詳しい手続については、「民間賃貸住宅借上げによる応急仮設住宅の供与期間の延長の取扱い」を御確認ください。

入居者の住まいの確保に関わる書類です。

再契約の意向の有無に関わらず、下記提出期限までに必ず御提出願います。

1 貸主意向 ●●●●●●

再契約（3回目）

定期建物賃貸借契約終了の事前通知書兼
再契約（3回目）意向確認書（貸主用）

平成 年 月 日

(乙) 借主

宮城県知事 村井 嘉浩 殿

(甲) 貸主 住 所

氏 名

電話番号

印

シテハシ
不可

私が賃貸している下記1の賃貸借物件の契約期間の満了により賃貸借が終了することを借地借家法第38条第4項の規定により通知します。

なお、同物件の契約終期の翌日を始期とする1年間の再契約の締結に関する意向については、下記2以降に記載のとおりです。

記

1 賃貸借物件

整理番号	●●●●●●	契約締結日	平成●●年●●月●●日
物件名	●●アパート ●●●号室		
物件所在地	●●市●●		
貸主名	●●●●●●		
入居者名	●●●●●●		
契約期間	平成●●年●●月●●日から平成●●年●●月●●日まで		

(注) 現在の契約内容から印字しています。

2 再契約の意向の有無（該当する番号を枠内に記入してください。）

- ・再契約の意思がある場合・・・「1」
- ・再契約の意思がない場合・・・「2」

意向

3 上記2で「2」を選んだ方は、再契約の意思がない理由について、該当する番号を枠内に記入の上、具体的理由を下欄に記入してください。

- ・入居者に関する事（例：隣人トラブル、ペット飼育など）・・・「1」
- ・制度に関する事（例：契約期間等の条件など）・・・「2」
- ・建物に関する事（例：修繕、解体など）・・・「3」
- ・入居者が退去予定（例：自宅再建など）・・・「4」
- ・その他（例：物件の売却など）・・・「5」

理由

具体的理由

問合せ先が貸主と相違する場合は御記入願います。

会社名等	担当者名	
	電 話	
	F A X	

再契約の意向の有無に関わらず、平成●●年●●月●●日までに必ず御提出願います。

同一人物です